

【司会（田中）】

では次に、森永太郎検事から、「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」という演題で報告していただきます。

森永検事は、元JICAベトナム長期専門家であり、現在、東京地方検察庁勤務の傍ら、ベトナム民法共同研究会の委員としても御活躍いただいております。

森永検事の発表の参考資料といたしましては、レジュメの冊子内にJICAの対ベトナム法制度整備プロジェクトの概要説明資料を添付しております。なお、森永検事は昨年3月末に任期を終えられて、ベトナムから東京に戻られる際に、司法省から特別な賞を授与されまして、長年のベトナム司法省に対する功績をたたえられた方でもありまして、法整備支援関係者一同にとって、相手方からそのように高く評価されることについて、非常にうれしく思っております。

では、森永検事、よろしくお願ひします。

報 告

「ベトナム法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動と今後の課題」

森永太郎 元 JICA ベトナム長期派遣専門家・東京地方検察庁検事



【森永】 御紹介いただきました、東京地検刑事部の森永でございます。昨年の3月まで、このベトナムの法整備支援のフェーズ3という支援プロジェクト2003年7月1日から2007年3月31日までの後ろの3年弱を担当しておりました。

このプロジェクト、ベトナムは恐らく日本の法整備支援のプロジェクトとしては、いわば最古参といえますか、非常に古いものでございまして、もう10年を超えておるプロジェクトでございます。

第3フェーズに至りましては、かなり活動規模も広がりまして、こちらに若干、ごく

簡単に羅列しておきましたけれども、立法支援と人材育成支援という2つの柱がありまして、立法支援については、主に民事関係法令、そして人材育成の方については法曹人材の育成、それから特に判決書きの整備、そして判例が平等にできるかどうかという、そういう判例制度の構築に向けたイントロダクション的なもの、それから最後にくっついておりましたのが、大変珍しいベトナム国家大学法学部の、日本語でやる日本法講座という、ちょっとおもしろい、毛色の変ったプロジェクトが最後にくっついておりました。

今日は成果物の普及という観点からでございますので、これの解説は一切なしにいたしまして、このベトナム、ほかでもそれほど大きな差はないんでしょうけれども、成果（物）、あるいは成果「物」という言葉を付けていいのかわからない部分がありますので、物は括弧にしてありますが、おおむね大きく分けてハードの部分とソフトの部分に分けられるというふうに考えております。

ハードはもちろん、これは立法支援であれば、当然のことながら法典そのものでありまして、今日、国際協力部の方にも、後ろの方に、このフェーズ3の間に成立いたしましたベトナムの民法、民事訴訟法、それから破産法の法典そのものが展示されております。ベトナム語に自信のある方はどうぞ御覧になっていただきたいと思っております。

それから、マニュアル、教科書のたぐいなのですけれども、これも本として残りますので、これもハードの方に分類していいのかなというふうに思っております。マニュアルにつきましては、これも若干展示がありますけれども、1つは「刑事検察官マニュアル」の第1巻。第2巻はこれからです。第1巻を作りました。

それから、これは残念ながら、フェーズ3の最後のところで、最高裁判所の最高幹部のあたりで、若干のつばぜり合いがあって、細かいところの詰め切りませんで、いまだに続いておりましたが、判決書きのマニュアルを作成しております。

それから、教科書といたしましては、これは主に司法省の傘下でございます国家司法学院、ちょっと性質が違いかもしれませんが、日本の司法研修所を考えていただければ、当たらずとも遠からずという機関なのですけれども、こちらの教育機関の教科書、これはもちろんこれだけが教科書ではありませんで、教科書はもう30冊、40冊とあるわけですけれども、それ全部支援するというわけにはいきませんので、本来の日本の関与した民法、民事訴訟法あたりに若干関係する部分も含めて要望のあったものを選びまして、4つ教科書を作成するお手伝いをいたしました。

それから、国家大学の関係では、これは「日本の法律用語」という、これは日本語で日本法を教えるという話だったものですから、何か教科書がないといかんということで、かといって、日本の教科書をそのまま使っては、気の毒な、ベトナムの学生にはちんぷんかんぷんであろうというので、自前の、かなり怪しげな教科書を作しまして、日本語、ベトナム、ダブルバージョンのやつですけれども、こういったものを作っております。

それから、おもしろいものとしていたしましては、これも展示がございますけれども、判例制度導入への提言です。正確にはベトナムにおける判例制度の発展に関する共同研究、

日越共同研究という形になっていまして、3か国語で書かれているものが1つございます。これはベトナムと申しますと、これまで判例制度を全く持たない、そもそも裁判官には法解釈権はないんだという、頑とした、我々からするとぎょっとするような制度ですけれども、彼らにしてみれば当たり前のことであるという制度をとっておりましたけれども、さすがにやはり訴訟が複雑になってきますと判例ぐらいは欲しいということで、徐々に発展してきたものでありまして、本当に、このベトナムに判例制度というのは、果たして入れられるのか、定着するのか、入れるとしたらどのようにしていくのだというのを、最高裁判所と共同で研究したものの成果でございます。

こういったいわば印刷物が、もちろんDVDでもいいわけですがけれども、こういった書かれたもの、これが1つのハードということになるかと思えます。

それから、ソフトの面では、これはすべて、この本邦研修自体が成果というわけではございませんで、本邦研修から発信された情報というふうに考えていただきたいと思えます。本邦研修から国内に向けて発信されていく情報、現地セミナーから国内に広がっていく情報、ワークショップから同じくやはり口づてに、あるいは報告書のような形で広がっていく情報、それから我々が日常的なアドバイスを、それが伝播していくという、そういう形での成果物という、これも1つの成果物というふうにいえるんではないかというふうに考えております。

これは主にベトナム側の作成資料で広がるものでして、ベトナムの本邦研修、それから現地セミナー、ワークショップ等やりますと、決して結果をいかげんに彼らは放置はいたしません。必ず上司あるいはトップに報告をしなければいけないために、必ず記録する者がいて、それをかなりきちっとしたレポートで省内あるいは庁内に回覧していったり、あるいは上層部まで報告していったりということがありまして、それが積み重なっております。

それが次の参考にされるということになりますので、この日本側の関与しないこの情報の伝達というの、かなり非常に重要な部分を占めておりまして、過小評価はできない部分であります。

それから、あとは担当者、セミナー担当者等による口頭あるいはその他の形での上層部への報告、それからそのセミナーなどをベースにして更に次の論文が書かれるとか、論文の中に引用される。あのセミナーで日本人はかれこれこう言ったけれども、私は違うと思うとか、あるいは日本人の考え方に賛同するとかいった、そういった批評、批判、あるいは賛同といったものが、別の法律雑誌あるいは法律新聞等に書かれていくという形で広がっております。これも成果と、手前みそな言い方をすれば、成果が広がっていく過程の1つであろうかというふうに考えていいかと思えます。ただし、これをPDMに載せるかどうかは、これはJICAの御判断に任せるということになるかと思えます。

今申し上げましたように、この普及の伝播、普及というと非常に何かこう意図的な感じがちょっと若干するんですけれども、私はどちらかという、勝手に広がっていくものも含めて考えておりますので、普及・伝播という形にしておきましたけれども、この

客体・方法としましては、もちろん、これは法典であれば、それはベトナムは官報がしっかりしておりまして、若干の遅れはしながらも、これは官報掲載が効力発生ですので、必ずびしりと官報には載ります。それから、立派なことに、英文官報も完備されておりますので、今回作ったような法律は全部全文が英語に訳されて、我々が何もしなくてもきちっと、その翻訳局がありますので、そちらが全部やってくれますので、全国津々浦々、官報の手に入るところにはあまねく広がるというのは、これは当然のことでありまして、それから驚くべきことに、ベトナムの方々というのはどういうわけか本が大好きでございまして、民法が1つ出ますと、民法というのは著作権を問われないものですから、民法の本、民法が新しくなった途端に本屋に10種類くらい並んでおります。

それで、さてはもう解説書が出たかと思って手にとって見ると、全部、民法、法典そのものだけが載っていると。ただ表紙のデザインが10種類あるというだけの話なんですけれども、それでも各書店にそれがずらりと並べられて、もう少し時間がたちますと、空港の売店にも英語版の民法が出ると、こういうような状態ですので、この辺の普及・伝播は我々が心配しなくても、何にも問題なく行われると、こういうことになります。

それから、マニュアル、教科書等は、これはもちろん配布をいたしますので、検察官マニュアルについては、すべてプロジェクトの予算で配布をいたしました。8,000部を配布いたしました。

これはベトナムの検察官の数は7,500少しだったと思いますけれども、それにとにかく全部行き渡せたいというのと、それからほかにも若干配らなければいけないことがあるということで、検察官マニュアルについては8,000部を配布しておりますが、足りないと、もっと欲しいという要望が来ております。それが今の新しいフェーズでこれを充足できるのかどうかちょっと分かりませんが、いずれにしろ、需要はまだあるようです。

それはもちろんそうでしょう。なぜかといいますと、今、7,500人と申し上げたのは、検察官と名前のつく人たちでして、幹部検察事務官は入っておりませんので、彼らは検察官から借りて読むしかないような状態になってます。ですから、恐らくあっちゃこっちゃで今ごろコピー機が大変なことになっていると思いますけれども、そういう形でどんどん広がっていくという形になっております。

そのほかのマニュアル等についても大同小異でありまして、それからその他の報告書等については、一部が資料化され、保存され、あるいは他の国内のほかの機関のセミナー等で使われるという形で徐々に伝播していつているということになります。

ソフトについても、そのような形、今ここに書いてあるような形でどんどん反映していくという、こういうところがベトナムでは見られます。

そして、伝播の仕方としましては、垂直方向への伝播、情報、つまり上の方に向かった伝播です。我々のカウンターパート、司法省なんかを見ますと、司法省で割と若い人たちが中心となって、ワーキンググループを作っていただいて、そこでいろんな討議が行われるわけですが、それが幹部に伝わり、さらにその幹部が上に報告し、それ

から特に立法の場合には、当然それは政府報告をしなければなりませんので、そこできちっとした報告がなされるということになります。

さらに、ベトナムの国会は立法作業をするときに、常任委員会が必ず外国の意見を聞けと言われる、外国の意見を聞かないで法案を出してくると却下されるという慣例みたいな形になっていまして、その中で日本の意見というのは非常に大事に扱われておりますので、必ず日本側のコメントはどうかということ聞かれるそうで、そこで日本側のコメントはこれこれこうでしたということをも十分説明できないでもう1回出てこいって言われて、また戻ってきて、これをどうやって説明したらいいんだろうというふうにアドバイスを求めてくるということも多々あります。それが各レベルでこういうふうに行われてきますので、特に常任委員会あたりはよく見ているということになります。

それと、逆に今度は下ですね。地方、それから若い人たちに対する伝播も行われます、当然のことながら。ただ、ここが今一番弱い。

今申し上げたところから判断すると、何だ、ベトナムは何の問題もないじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、ここまでは何の問題もございません。

政府は、中央省庁はかなりがっちりやっております。しかし、機関車だけが先に進んでしまって、客車が全然後についてこないというのがベトナムの実情でありまして、地方に行った途端に惨たんたる状況になるということになります。

これはベトナムの地方勢力の強さというものにもよるんですけども、これは非常に、ベトナムの地方政権というものは、そう簡単には中央のことを聞かないという側面がありまして、これを下までトップダウンで、共産党の国だからトップダウンでできるだろうと思ったら大間違いでございまして、トップダウンでやろうとした途端に物すごい反発を食らうということが時々あります。時々、法令がその犠牲になって、ある地方では全然違う使われ方をするという、そういう問題が起きております。

それで、この地方への伝播、下部への伝播というのが非常に難しいことになっておりまして、これを意識しまして、新しいプロジェクトではバクニン省というところにパイロットプロジェクトをつくりまして、中央と地方との連携、トップダウンあるいはフィードバックの過程を整備しまして、その経験を他省、50省あるほかの省にも広げていこうと、こういうふうに新しいプロジェクトは組まれております。ですから、この辺の対応が今後の大きな課題となるかと思えます。

それから、以外に無視できないのが、水平方向への伝播でございまして、これは同僚です。同世代の役人さんたち、あるいは裁判官たち、あるいは弁護士さんたち、うわさ話、あるいはちょっと聞く、相談ということで、徐々に広がっていくという、そういう側面も見られます。すると、その情報を聞きつけて、一遍日本人のワークショップに出てみたいというような人が、全然関係のない人が私も聞いていいでしょうかと言って出てくる人が出てきたり、そういう広がりを見せております。

それから、最も重要なのは、他省庁への関係、伝播であります。これはベトナムは、どこの国でもそうですけれども、1省だけで法律が簡単に作れるというわけではござい

ませんで、あらゆるところがちょっかいを出してくるといいますか、意見を言ってくるというようなことがありますし、予算が絡むような法令であれば、当然のことながら必ず財務省がどこかにかんでないといけないと、こういう状況にありますので、これを打開するために、当初は確かにこのプロジェクトは、例えばこのコンポーネントは司法省向けなんだから、司法省だけでやりますよという態度があったのが、それではどうにもならんということがどうもベトナム側にも最近では身にしみて分かったようでして、最近、単独省庁だけでやっているセミナーはまずないです。必ず関係省庁から1人か2人は来ておりますし、それから、拝み倒して仲のいい国会議員さんなんかも来てもらったりして、あらゆる方面にそのセミナーの内容を広めてもらおうという努力をしております。

これは、こういうふうに言うとも聞こえは非常によく、美しく聞こえるんですけども、これは逆に言うと、司法省がその法律を通したいときの言いわけでもあるんです。要するに、全員の意見を聞きましたということがベトナム社会にとって物すごく大事なものでありますために、最後に法案を通すときに、重要な存在である省庁の意見を聞いてなかったということになりますと、もうその場で立法のまないたに上げてくれないということが起きますので、あらゆる根回しをして、そういったセミナーにどんどんどんどんよその人を入れた上で、みんないいですね、司法省はこういうことをしますよと言って、その地盤を固めてから常任委員会に上げるという、こういうやり方をしますもんで、ある意味では自然にそのセミナーの内容、あるいはそういった成果物等が横でも伝播するという関係がつくられております。

何だか理想的なことになっているように聞こえるんですけども、実は必ずしもそうではございません。1つは、先ほど申し上げました地方への伝播というのが非常に難しい。物理的にも、予算も必要で、それから地方の理解力の問題というのがやはりどうしても出てくる。涙ぐましい努力はしております。民事訴訟法が成立したところをどうやって普及しているんだというような話になったときに、幾つかの裁判所に連れていってもらいました。

すると裁判官がまず全員そろって、新しい民事訴訟法の勉強会をやっておりまして、それが終わってから、ある程度裁判官の考えがまとまってから、今度は人民参審員のセミナーをわざわざ各地方裁判所、小さな研究裁判所でも、わざわざ会議室に人民参審員を集めて、主要な改正点の解説などもきちっとしてございました。

ただ、それがどこまで理解されるのかというのが現在のベトナムの中央の悩みのところであります。

そこがやはり、後でこの最後の留意すべき点の最後の4のところに出てきますけれども、普及を受ける側への支援、つまり、かなりやはり、改正法とか、それから法律の解説というのは、やはり何だかんだ言っても、かなり難しいことであることには間違いのないんです。

それで、それがまだ中央のエリートを集めた中央の官庁、あるいは裁判所、検察院であれば、多少でこぼししながらも、何となく意思疎通ができるし、ある程度のことは理

解いただける。しかし、それが地方に行った日には、話が通じないということの現象が起きることがありました。

ですから、これを解消するのに、我々が採った一番いい手段というのは、やはりとにかく地方でセミナーをやる。そして、例えばある拠点でセミナーをやったときに、周りの地方の、例えばある省でやったときに、隣接省の人たちにも来てもらって、そしていろんな議論をしてもらう。その中で日本側専門家の方も、その中から今何が不足しているのかということを引き上げて、また次のセミナーに生かしていくという、こういう地道な努力を、しかも中央省庁の人たちと一緒にやるというのが一番効果的であろうかと思われま

す。現実には検察院のマニュアルを作る前のセミナー、つまりマニュアルをこれから作りますけれども、どういった観点を皆さんは入れてほしいですかというヒアリング的なセミナーを地方で3回やりましたところ、実に見事な法律問題が山のように地方から出てまいりました。

その中には、日本の過去の最高裁判例か何かがそのまま出てくるような法律問題点があったり、例えば警察が行政検束でつかまえてきたときに、それで24時間拘束できるんですけれども、その後、そのまま逮捕手続に入っているものかどうか、その行政検束手続のままで検察庁に送致しているのかどうか、これは違法ではないかというような議論が、ちょっと行政手続を刑事にそのまま利用しているかどうかという、川崎民商事件みたいな、ああいう非常に高度な論点まで、それも地方が現実に目の前で困っているという、そういうことが出てきましたので、やはりそういうものを引き上げながら、またフィードバックしていくというのが、普及活動にとっては一番大事なことではないかというふうに思います。

ですから、双方向的議論を繰り返しながらの普及活動、ただ単に広めるというのではなくて、こっちも吸収する、また新しくして広げていくという、そういう形を常に意識していかないとなかなかうまくいかないんじゃないかというふうに思います。

そして、もちろん、これは成果物というのは、実は無形のものであります。ほとんどの場合。ハード、有形のものを配布して、そのハードについてセミナーを行った場合でも、その成果物は無形のものごとんどんどんリサイクルされながら伝わっていくという形になります。

そして、最後にそれをやるときに、一番大事なのは、恐らく何を普及させるべきなのかということ、普及させる方が常にぶれずに視点を持っているということが非常に大事になってくると思います。恐らくそれは、少なくともベトナムにおいては、立法技術論と解釈技術論と最後にはリーガルマインドであるというふうに私は考えてやってみましたし、どの程度の成果が上がったのか、これはまた、向こう5年、10年を検証してみないと分かりませんが、この4点を留意していけば、うまく普及活動が何とかやっていけるんじゃないかと思っております。

以上です。（拍手）